

平成16年度 第1回豊田市都市計画審議会 会議録

開催日時：平成16年6月21日（月）午後2時05分～午後3時40分

開催場所：市役所 南51会議室（南庁舎5階）

出席委員：伊豆原浩二 福島 茂 佐田 榮三 甲村 茂

（敬称略） 河木 照雄 佐藤家三男 末永 正弘 皿井 寛

荒川 朗（代理 加藤 達朗） 鈴木 賢男

横井 幹郎（代理 小川 直哉）

以上 11名

事務局出席者：佐藤都市整備部長、木戸都市整備部専門監

〔都市整備部都市計画課〕

小野田課長、宮川副主幹、羽根副主幹、板倉係長、八木係長、新実係長、

小野、倉口、足立、菊地

〔上下水道局下水道建設課〕

鈴木課長、青木係長、成瀬

傍聴人：なし

（開会時間 午後2時05分）

1 開 会

司会

皆様、大変お待たせいたしました。私は都市計画課の宮川と申します。議事に入るまでの間、お手元の次第に沿いまして会議を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、あらかじめ皆様にお願いがございます。この都市計画審議会は昨年度より会議及び会議録の公開をしております。あいにく本日は、傍聴人がおりませんけれども、会議録につきましては市政情報コーナーにおいて一般公開するとともに、豊田市のホームページでも公開してまいりますので、よろしく願いいたします。

何とぞご理解をいただきたいと思います。

それでは、はじめに開会の言葉を都市整備部長の佐藤より申し上げます。

佐藤都市整備部長

ただいまご紹介いただきました都市整備部長の佐藤でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆さん方におかれましては、台風6号が本土に上陸をしたという、まことに荒天の中、まげてご出席いただきましてまことにありがとうございます。

現在、台風6号は1時に明石市へ再上陸をし、時速55キロで北北東に進路を進めておると、この審議会が終わるころには少し落ち着いてくるのではないかなと、大変恐縮に存じます。

ただいまから、平成16年度第1回の都市計画審議会を開催させていただくわけでござ

いますけれども、本日は、都市計画道路の変更をはじめ4議案でございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

2 委嘱状伝達

司会

それでは、はじめに次第1の委嘱状の伝達を行います。

お手元の資料の上から3枚目、都市計画審議会の委員名簿をご覧ください。

4年前の平成12年4月に豊田市都市計画審議会条例が施行されまして、都市計画審議会の委員の皆様には、2年の任期で委嘱させていただいております。

今回は、2年ごとの委員改選の年の第1回目の審議会でございますので、市長より皆様方全員に規定に基づきまして、審議会委員を委嘱させていただきます。

〔委嘱状の伝達〕

司会

それでは、委員の皆様には委嘱させていただきました順に、簡単に自己紹介をお願いいたします。

伊豆原委員からお願いいたします。

○伊豆原委員

名古屋産業大学で交通環境論を教えております伊豆原と申します。

よろしくお願いいたします。

○福島委員

名城大学都市情報学部で都市計画あるいは国際開発について教えております。

よろしくお願いいたします。

○佐田委員

愛知工業大学で環境工学、その他を教えております佐田でございます。

○甲村委員

豊田市の農業委員会の甲村でございます。よろしくお願いいたします。

○河木委員

豊田商工会議所の方から出させていただいております河木照雄と申します。

商工会議所の中では、商業部会の方に所属しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

会長に伊豆原委員が適任であるというご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

司会

ほかに推薦の方もないと思いますので、採決したいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

司会

はい、ありがとうございます。

それでは、豊田市都市計画審議会の会長を、伊豆原委員をお願いすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手の確認 全員)

司会

ありがとうございます。

挙手全員でございますので、会長は伊豆原委員とさせていただきます。

伊豆原委員におかれましては、会長席への移動をお願いいたします。

[伊豆原委員、会長席へ移動]

司会

それでは、伊豆原会長にごあいさつをお願いいたします。

3 会長あいさつ

○伊豆原会長

先ほどは失礼をいたしました。改めてごあいさつをさせていただきます。

私、先ほど、佐田先生からご紹介いただきましたように、この3月まで豊田都市交通研究所で豊田市の交通問題を少しお手伝いさせていただいており、この4月から名古屋産業大学に赴任いたしております。

私は、豊田市とかかわりを持ったのは、もう既に30年近く前の昭和47年ごろだったと思いますが、それ以来ずっと豊田市の交通問題にかかわらせていただき、ここに研究所を退職したにもかかわらず、また、こういう席で交通問題等にかかわらせていただけると、大変光栄に思っております。

豊田市民の皆さんが、よりよい生活を送っていただけるためには、安心だとか安全だとか非常にいろいろなキーワードが出てきておりますが、やはり私、日ごろから思っているのですが、この都市計画というのがとても重要なことだと認識しております。そういう意味で、皆様のお力をいただきながら微力ではございますけれども、この豊田市の未来に向かっていい計画ができるように、努力してまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

4 諮問書及び付議書の伝達

司会

ありがとうございました。

続きまして、市長から審議会の伊豆原会長に、諮問書及び付議書の伝達をさせていただきます。

鈴木市長

豊田市都市計画審議会会長様

豊田市都市計画審議会への諮問及び付議について

都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、下記事項について諮問及び付議します。

諮問案件

1つ、豊田都市計画道路の変更について

付議案件

1つ、豊田都市計画道路の変更について

2つ、豊田都市計画下水道の変更について

3つ、豊田都市計画公園の変更について

4つ、豊田都市計画生産緑地地区の変更について

以上でございます。

どうかよろしく願いいたします。

〔諮問書および付議書の伝達〕

5 市長あいさつ

司会

それでは、ここで市長より皆様にごあいさつ申し上げます。

鈴木市長

こんにちは。

佐藤部長の方から、最初に申し上げましたが、本当に申し訳なく思いますが、あいにくの天候になりました中で、このような会議を開催させていただくことになりまして、委員の皆様方には今年が改選の年でありますので、引き続きご承諾を賜ったわけでありませ

が、大変な日に最初の都市計画審議会を開催するというようなことになりまして、私のせいではありませんのでお許しいただき、本当に心苦しく思っておる次第でございます、厚くお礼を申し上げたいと思います。

都市計画審議会は、平成12年4月に地方分権一括法という法律が施行されまして、その中で都市計画制度も改正されました。そんなことで今日を迎えておるわけでありまして、そして、また経年の中で委員の皆さんの任期が2年ということになっておりまして、今回、皆様方に改めてご委嘱をさせていただいたわけでありまして、先ほど、自己紹介も賜りましたように、幾人かの方々が新しくご承諾をいただいてご就任を賜りました。会長に選出されました伊豆原先生、私も前々からよく存じ上げておったわけでありまして、よく豊田市のことはわかっていらっしゃる方が会長をお引き受けいただきましたので、また、素晴らしいご判断もいただけると、もちろん思っておりますが、一方では多少わかっておるだけにやりにくいかなとか、何か変なことも思ったりしております。そして、名城大学の福島先生や水尾先生にも、今回新たにお引き受けをいただきまして、本当にありがとうございました。

今回は、区長会の方の佐藤さんにも入れ替わりということでお引き受けいただき、自己紹介がございました。また、公募で市民の方からお二方ということで、選ばさせていただきます、自己紹介がございましたように、それぞれ末永さんと皿井さんがご就任をいただけたわけでございます。大変恐縮ですけどまた2年間ですが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

今日、ご審議していただきます内容につきましては、先ほど会長さんの方に諮問させていただきまして4つの案件でございますので、それぞれにまたご判断をいただきますようお願いを申し上げたいと思っております。

2年前から手掛けております、豊田市都市計画マスタープランの見直しでございますけれども、これで3年目に入りましたので、これも今年度で形を整えていくということになるかと思っております。今年度は地区別懇談会というのを開催していただきまして、それぞれの地区住民の皆様生の声をお聞かせいただく中で内容を精査し、その上で提案を得ていきたいというふうに思っておりますが、後ほど、きょうはこの内容につきましても経過報告、事務局の方からさせていただくことになろうかと思っております。

そして内容もご報告させていただきながら、12月ごろの審議会になるという予定だと伺っておりますけれども本都市計画審議会での委員の皆さんのご意見も賜っていきたいなというふうに思っております。

それから、現在、市町村合併の事務を進めております。それから、もう一つは、もちろんご承知のとおり来年の3月25日からの愛・地球博に向けての取り組み。それから地球博が終わった後のこの地域のまちづくりへの取り組み。そんなのを行っておりますけれども、いずれにしても、こういう社会情勢の中でまちづくり、さらにまた重要な課題、今までになかったようなことも含めて幾つか発生してくると思っております。とりわけ、市町村合併によりまして非常に広域化いたしますので、そちらの方は都市計画区域でない区域がほとんどでありますけれども、いずれにしても、広域化いたしますので全体のまちをどうつくっていくかという、そういう観点で都市計画上の判断も求められてくるというふうなことも感じております。そうした点の見方というのがまた重要なことというふうに存

じておりました、そんな見方も含めて、またさまざまなご意見がいただければ、と思っ
ている次第です。委員の皆さんには大変恐縮ですけれど、先ほど伊豆原会長さんが最初ご
あいさつの中でおっしゃったわけですが、都市計画が非常に重要な分野だとおっしゃって
いただきましたけれども、やっぱり都市間競争というのですか、少子高齢化社会がどんど
ん進展していく中で、より一層その地域の住みよさというものを探求していく上での競争
というのが、都市間でもって、かなりこれからは厳しくなっていくのではないかなとい
うふうに思っております。そういう意味でおっしゃっていただきましたように、都市計
画分野はその中の非常に重要な分野だと思います。また、格別のご示唆を皆さん方
からいただきますように、よろしく願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

司会

それでは、市長はここで他の公務のために退席させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長退席〕

司会

なお、本日は都合によりまして山内委員はじめ7名の方が欠席でございますので、あ
らかじめお断りさせていただきます。

それでは、議事に入る前に、本日お配りしました資料の確認を簡単にさせていただきます。

上から順にクリップ止めしてあります「次第」、「席次表」、「名簿」それと「都市計
画決定の流れ」、「都市計画審議会の開催予定案件」ということで、5枚のつづりが一番
上でございます。

席次表にある水尾委員も急遽欠席ということでございますので、よろしくお願いいたします。

その次は、A4判のこの綴じてあります「都市計画マスタープラン見直し事業」という
印刷物、それから、その下が現在ある都市計画マスタープラン、平成7年につくられた都
市計画マスタープランの冊子でございます。次が、昨年まとめさせていただきました「都
市計画マスタープランの全市構想素案」ということで、これは今見直ししている都市計
画マスタープランの全市構想の内容でございます。それから、その下が「豊田の都市計画」
というカラーの冊子、その下が都市計画のデータブック、緑色の冊子ですね。その下が
ピンク色の封筒に入っております「都市計画の総括図、都市計画図」。あとは、罫紙と封筒
はよろしかったらお使いください。あとは、既にお配りしております議案書はお持ちだ
と思っておりますけど、もし資料で不備なものがございましたら、事務局の方にお申しつ
けください。

よろしいでしょうか。もし何かありましたらいつでも結構ですとお申しつけください。

それでは、今回は、都市計画審議会の委員が改選されて初めての審議会となりました。
そこで、今回、初めて委員に就任された方も多くいらっしゃいますので、議事に入る
前に簡単に当都市計画審議会の概要を、事務局より説明させていただきます。

事務局

失礼します。

今の説明にありました資料の中に、豊田の都市計画という本が入っております。「快適なまちづくりのために」という題名の冊子です。こちらの方を広げていただいて、3ページに都市計画の仕組みと書いてあるページがあります。こちらの中に、概要になりますが都市計画とは、ということを書いてあります。

抜粋して読ませていただきますと、まず、都市計画とは、都市の発展を計画的に誘導し、これからの活動が安全で快適かつ機能的に行えるように、土地利用、都市施設などを総合的、一体的に計画する。そういったものが都市計画となります。都市計画の決定につきましては、原則として広域的、根幹的なものは都道府県、その他のものは市町村が決定するというすみ分けになっております。

それから、都市計画の内容として3つの大きな柱がございまして、線引きだとか用途地域などの土地利用。それから道路、公園、下水道などの都市施設。土地区画整理事業、市街地再開発事業などの市街地開発事業。その3つが大きな柱となっております。

豊田市におきます豊田都市計画区域というのは、豊田市と三好町を合わせた区域を豊田都市計画区域と呼んでおります。この冊子では、難しい都市計画法上で豊田市の中の関係するものを比較的わかりやすく説明しておりますので、今日はこの程度しか説明できませんけれども、またお持ち帰りいただいて一度読んでいただくといいかと思っております。

それから、先ほどの都市計画上の統計資料ということで、都市計画データブックというものも用意させていただきますので、また見ていただきたいと思います。

それから、もう一つ、都市計画審議会ということでございますけれども、こちらの方も簡単に説明させていただきます。

都市計画決定は個人の財産それから将来の生活基盤、そういったものにつきまして、そこに住む住民の生活そのものに大きな影響を与える決定行為を行うものであります。そのために都市計画の決定に際しては、例えば、公聴会だとか説明会等を開催して、住民の意見を反映させたり、案の縦覧の際には意見書を提出するという機会確保を図るなど、住民意見をできるだけ反映できる仕組みをもととついております。その中で、都市計画審議会は専門家の方々及びさまざまな分野、立場の方に都市計画案を審議してもらうという位置づけになっております。都市計画を行政側の独断的な決定ということに任せるのではなくて、審議会の議を経た上で決定するという、そういう手続きが都市計画審議会ということになります。また、2年間お世話になりますけれども、豊田市の都市計画審議会をよろしく願いいたします。

以上です。

6 審議会成立条件の報告

司会

それでは、次に、審議会の成立条件の報告をさせていただきます。

本日は、18名の都市計画審議会委員のうち7名欠席でございますので、現在、11名の委員の方にご出席いただきまして過半数を超えております。したがって、規定によ

りまして本日の審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これより議事の進行を会長にお願いいたします。

伊豆原会長、よろしくをお願いいたします。

伊豆原会長

はい、ありがとうございました。

それでは、ここからは私が議長をさせていただくということになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

どうぞ、余り硬くならずにとちょっと蒸し暑いようでございますので、もしよろしかったら上着をおとりいただいたら結構だと思います。どうぞお脱ぎください。私もとらせていただきます。

7 会長代理者の指名

伊豆原会長

それでは、まずはじめに豊田市都市計画審議会条例第5条第3項に会長が事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理するという規定がございます、職務代理者の選出をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐田委員

私から推薦申し上げたいと思います。

都市計画、住宅政策、地域開発問題の専門家であります、名城大学都市情報学部教授の福島委員を推薦いたします。

伊豆原会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、福島委員をとのご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

伊豆原会長

ありがとうございます。

それでは、会長の職務代理として福島委員を指名させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

8 会議録署名者の指名

伊豆原会長

次に、会議録の署名者の指名をさせていただきたいと思います。

指名の順序につきましては、私の方からお願いしてよろしいでしょうか。

いかがでしょう。

(「異議なし」の声)

伊豆原会長

ありがとうございます。

それでは、どなたかというわけではございませんが、アイウエオ順というふうに思っておりますけれども、きょうは、荒川委員は代理の方でご出席されておりますので、次の河木委員と甲村委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

よろしく願いいたします。

9 議案審議

第1号議案 「豊田市計画 道路の変更について」

伊豆原会長

それでは、これより議案の審議に入らせていただきます。

まず、第1号議案「豊田市計画道路の変更について」ということでございます。

事務局より説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いします。

事務局

それでは、第1号議案について説明いたします。

お手元の議案書2ページをご覧ください。

なお、正面のスクリーンにも同じ資料が映されていますのでご覧ください。

豊田市都市計画道路に3・4・126号、豊栄河合線を豊栄町6丁目から河合町5丁目の区間において、延長約1,390メートルの2車線で、標準幅員は18メートルを追加決定し、それに伴う3・4・2号、梅坪堤線の交差部、約220メートルの拡幅を行います。また、3・4・44号、高橋細谷線を3・3・44号、高橋細谷線に名称を改め、3・3・44号、高橋細谷線を御立町7丁目から前田町2丁目の区間において、延長約2,630メートルの4車線で、標準幅員25メートルの拡幅、幅員変更を行います。それに伴います3・3・3号、蒲郡岐阜線の交差部、約270メートルの拡幅と、3・3・20号、久澄橋線の交差部、約270メートルの拡幅を行います。

以上、5路線の都市計画道路の変更をするものです。

決定権者につきましては、都市計画道路豊栄河合線は2車線であるため豊田市決定案件となります。また、4車線である高橋細谷線、蒲郡岐阜線、久澄橋線は愛知県決定案件となります。なお、梅坪堤線は2車線であります。路線上に県管理部分があるため愛知県決定案件となります。

3ページ及び4ページをご覧ください。

合わせてスクリーンについてもご覧ください。

豊栄河合線はトヨタ自動車本社工場の南側に位置し、豊栄地区と大林地区を結ぶ都市計画道路、大林豊栄線から東へ延びる路線です。豊栄河合線においての当地区の道路状況は、北に水源橋線いわゆる県道豊田環状線、西に蒲郡岐阜線いわゆる国道248号、東から南にかけて梅坪堤線が配置され、おおむね地区を取り巻く形で配置されているものの、朝夕のラッシュ時には、自動車関連企業への通勤車両による幹線道路の混雑により、県道豊田環状線と国道248号との交差点や、梅坪堤線と国道248号との交差点において慢性的な渋滞が発生しており、このため住宅地や農地にまで通過車両が流入し危険な状態となっております。そのため豊栄河合線については国道248号と梅坪堤線を結び、住宅地からの交通をスムーズに幹線道路へ連絡するとともに、住宅地や農地への通過交通を排除して良好な地区環境の維持、向上を目指し、また、歩行者の安全性、快適性を確保するため、近隣住区の外側を形勢し、地区内の幹線的機能を有する地区幹線道路として、東西交通の強化に寄与することで、交通を円滑に処理し住環境の改善を図るため、新たに都市計画決定をするものです。また、それに伴い梅坪堤線の交差点部について、交通の円滑の処理のため幅員を変更するものです。

3ページ及び5、6ページをご覧ください。

また、合わせてスクリーンについてもご覧ください。

高橋細谷線については、高橋地区より矢作川を渡りトヨタ自動車本社工場北側、下市場地区を結ぶ路線です。現況交通量は野見町において日当たり1万6,000台となっており、2車線の許容交通量1万台を大幅に超えています。また、豊田市は市域の中心部に市街地が配置されており、北東部には住宅地、南西部には主たる就業地である大規模工場郡が立地する一方、東西方向は南北に流れる矢作川で分断されています。さらに、出勤時においては自動車利用者が8割を超えている状況のため、当路線においては出勤時間帯を中心に激しい渋滞を呈しています。高橋細谷線は「豊田市21世紀都市幹線道路網」における、内環状線の一部を構成する環状機能の発揮が求められる路線、都市内の主要な幹線道路を結び、都市の骨格を形成する都市幹線道路です。

環状道路の役割である分散導入機能、バイパス機能、迂回誘導機能などが求められる本路線は、早期整備を目標としている重要な幹線道路です。自動車の安全で円滑な交通処理と、道路緑化を考慮した良好な道路環境の形成、さらに、ゆとりのある安全な歩行者、自転車空間を確保するため、車線数及び幅員の変更をするものです。また、それに伴い蒲郡岐阜線及び久澄橋線の交差点部を、交通の円滑な処理のため幅員の変更をするものです。

最後に、都市計画の手続きの経緯についてですが、赤く表示してありますところが本日の豊田市都市計画審議会です。豊栄河合線と梅坪堤線については、都市計画案の地元説明会を平成15年11月26日に、今区民会館にて34名の出席者のもとで行いました。

その後、平成16年5月14日から28日の間、案の縦覧を行いました。縦覧者数は豊栄河合線は2名、梅坪堤線については1名で、意見書の提出はありませんでした。

高橋細谷線と蒲郡岐阜線、久澄橋線については、都市計画案の地元説明会を平成15年10月31日、11月5日、11月7日の3日間、下市場区民会館、野見区民会館、長興寺会館にて、合計95名の出席者のもとで行いました。その後、平成16年5月14日から28日に案の縦覧を行いました。縦覧者数は3名で意見書の提出はありませんでした。

本都市計画審議会後、審議結果を当審議会より市長に答申していただきます。その後、

豊栄河合線については愛知県の同意を得て、高橋細谷線ほか3路線については、7月予定の愛知県都市計画審議会を経て8月に告示される予定です。

以上で、1号議案についての説明を終わります。

それでは、1号議案につきましてご審議をお願いいたします。

伊豆原会長

ただいま、事務局よりご説明いただきました。今のお話は豊栄河合線と高橋細谷線の2路線に関連する地域ということでございます。

どなたかご意見ございますでしょうか。

皿井委員

皿井でございます。こういう場所での話は初めてでございますので、どういうふうに話してよいのかよくわかりませんが、述べさせていただきます。今後ともご理解、ご指導をお願いしたいと思います。

豊栄河合線の件でございますけど、実は、たまたま梅坪堤線の近くに私は住んでおまして、梅坪堤線は非常に整備されて国道248号との間に、今回の豊栄河合線をつくるというご説明だったと思いますが、それで、外環状線は交通量が緩和されるというご説明ですが、もう現在でもこの梅坪堤線が朝晩相当渋滞が激しくなっていると思うのですね。そして、河合町1丁目の信号から外環状線に右折するところは、右折車線を延ばしたけれど、それでも渋滞する時間帯がございまして、豊栄河合線ができますとますますそれがひどくなって、当初の目標が十分達成できるのかなという気がします。この豊栄河合線が梅坪堤線にぶつかったところからも、さらに右の方の水源の方に将来、交通量を逃がす、そして外環状にもっと外からのようなことをしないといけないように思いますが、いかがでしょうか。

伊豆原会長

事務局の方でどうぞ。

事務局

今のご質問ですが、豊栄河合線をつくることによって、河合町1丁目の交差点がさらに混む恐れがあるのではないかと、そういうご質問だと思います。

それで、もっと外環状線というか、川向こうの方に延ばしたらどうだという、そういうご意見ということでよろしいでしょうか。

○事務局

実は、外環状線から、現在、第二東名の橋梁が今建っているかと思うのですが、第二東名の橋梁、川に橋を架けるといことについては、豊橋工事事務所、要は国土交通省との河川協議が非常に大変なことなのです。東の方から来る交通それから、ちょっと指すものがなくて説明しにくくて申しわけないのですけれども、今の河合町1丁目の交差点が逆に

混むのではないかということなのですが、逆に私どもの方は豊栄河合線を入れることによりまして、その交通量が分散して交通が流れていくだろうという予測をしております。今現在、河合町1丁目の交差点が混んでいるということは重々承知しております。道路というのは都市計画道路だけではなくて、市道をはじめとする諸々の道路もプラスして、交通というのをさばいているものです。例えば、矢作川の水源の方の堤防道路みたいなものもございませぬ。都市計画道路ではありませんけど、そういう市道も使って交通の整理が図られていくだろうということも考えておりますので、基本的にはこの大林豊栄線と梅坪堤線をつなぐことによって、現在、住宅地の中を錯綜している交通を少しでもここに集めて、そういう住環境を確保していきたいということで、今計画しているところでございませぬ。東側に伸ばす計画は当時計画をちょっとしたんですけども、矢作川を一遍に飛ばないと川との協議が整わないということがありまして、そこまでの事業効果があるんだろうかということで、今検討課題として残っている段階でございませぬ。

皿井委員

今のお話ですね、豊栄河合線ができたなら河合町1丁目の南の付近が、今よりよくなるような話もあったんですが、それは間違いだと思いますね。朝晩ここを見ているわけですが、今でも渋滞している。それが国道248号からこちらへ来る車がふえると思うんですよ。

それで、先ほどのお話の中で、矢作川沿いの方に車が行くでしょうというような話のように、そういうことを合わせて行わないと、この梅坪堤線ですか、これがもうますます渋滞し、しかも騒音、排気ガスにより沿道の人には迷惑がかかると思いますね。

伊豆原会長

ただいまのご意見について、説明をお願いします。

事務局

説明させていただきます。今のご意見は、これをつくることによって、逆にこのあたりが混むのではないかということですね。

では、逆にこの道路がなかったらどうなるかということも、もう一度考えていただければいいでしょうか。先ほど説明したように、このあたりの住宅は、トヨタ自動車本社がここにあることから、車が住宅地の中を通ってくる錯綜した交通になっているというのが、一番の交通の課題だと私どもは判断しております。いかにそういうものをなくすか、要は通学時間帯に住宅地の中を通過する交通を、いかに整理していくかというところで、ひとつここに市街地の外縁部に梅坪堤線と国道248号を結ぶ道路を計画することによって、そういうものを整理していきましょうという思想でここに1つ入れました。よくご存知かと思いますが、梅坪堤線と水源橋線の間にはちゃんとした道路が1本もないのです。それをいかにどこに計画していくかということなのですが、市街地の真ん中を通すことは問題が多いので、外縁部で計画をさせていただきたい。それで、今、委員のおっしゃったようにですね、逆にこれを計画することによって交通が集まってきて、より住環境だとか交通混雑を引き起こすのではないかという、そういう心配だと思うのですが、先ほど説明させていただいたのは、この矢作川の堤防沿いにも今この第二東名の工事で橋脚部ができているの

ですが、堤防道路を通過して渡刈清掃工場のところへ出てくる市道があるのです。よって逆にこういう交通のあるところで、住宅地の中に無理に入って来る交通をこういう道路を使いながら、かつ、今回説明させていただいている都市計画道路もしっかり決めて処理していこうというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○皿井委員

時間も時間ですから、言われる意味はわかりました。

梅坪堤線というのはこれによって混むのは確かだと思っています。それで、今言われたように、ほかの矢作川の方へ逃がす道だとか、この今回の道のぶつかったあたりから東への道があるわけですけどね、児童公園か何か細いの、ああいうのを太くしてあちらへ逃がすような、そういうことを合わせて今後考えていかないと、先ほどの答えの中にもありましたですけどね、そういうことも考えていかないと、これで終わりということではだめじゃないのですかということをお願いします。

伊豆原会長

多分、先ほど、皿井委員からご説明のありましたところから東への部分のところ、川を渡る部分についてのご提案だと思うのです。渡って広くもうひとつ五ヶ丘の方からとか、もうひとつの広い環状系のものをどうだというご提案かと思うのですが、今のお話ですと、やはり河川協議がかなり大きな問題となっておりまして、私たちも道路計画やっていると大変なんですけど、市の方ではまだ検討中の課題ということで残されておるようにおっしゃってましたので、それをまた検討していただくということで、今回の説明はこのくらいでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員

関連で、皿井さんと同じような話になろうかと思いますが、実は私は豊田インターの近く、ジャンクションのところに住んでおりますが、今いったこの梅坪堤線が非常に混んでいて、国道248号に出るときにこの渡刈清掃工場のあたりからずっと渋滞するのです、特に朝のラッシュ時。そうするとここに、この道路ができることによって逆に国道248号の方に抜ける車が出てくると、若干、確かに前山のこの道路の交差点までは非常に混んでしまうのかなというように思いますけど、その先は家がなくて街道、市街地なんですよ。だから車が通っても今のその公害の話というのは余りないかと思いますが、車の流れから考えるとここが多少は緩和されるのかなと思います。私の住んでいるあたりからは東名のインターチェンジができたおかげで、国道248号の信号が長くなったということで、この環状線が朝は何キロも続いてしまうということで、特に、渡刈町の住民からたくさん苦情が出ているようです。これもできてみないとわかりませんが、私の感としては、こちらへ逆に流れると国道248号の方へ行っても、これは会社の出勤の人が非常に多いのですけど、堤町や高岡町へ流れる方が、若干は二方向へ流れるのかなという予測はしておりますけどね。それはわかりませんが、今、皿井さんの言われる心配も当然あるんですけどね。やっぱり何本もできることによって、それは若干は車の流れは新しくできたところまではね、これはしょうがないかなと思うんですけど、そこからが少しは二分されるの

かなという感じはしております。

○皿井委員

見通しだけね。現実にこの新しい道が梅坪堤線に近いところ、そのあたりまで朝晩渋滞することがあるんですよ。だから、どういうふうに流れるかは今までどういう調査されて、推定されているかということもあるんですが、やっぱりこれもっと東へね、先ほど、議長さんが川向こうへという話もちょっとあったと思うんですが、それはそれで、将来あるかもしれないが、川の内側でも外環状線の方へ持ってくる。今細い道は何本かあるんですね。そういうのを整備するなり何なりということもあると思うのですね。河合町1丁目からずっと外環状線を東の方へ行きますと、五ヶ丘のところも朝混んでいる場合があるということですよ。以上です。

伊豆原会長

それでは、ほかにご意見、ご議論はありませんか。

○河木委員

沿線環境の向上ということで、いろいろお話があったわけでありましてけれども、今の道路は完全に住宅地を走る車が、この道をつくることによって住宅地からこの道へ抜こうという話ですけども、この上の方の高橋細谷線ですか、ここは構造上、分離帯ができるというわけでありまして。そして、その周辺にですね、長興寺とか根川小学校の南とか、いろいろ住宅地がありますけれども、今、この計画書で見ますと、まっすぐになっているから都市計画の及ぶ範囲ではないような気がするわけでありまして、当然その辺の車の流入とかいろいろ考えられるわけでありまして。その辺についての迂回路の整備についての計画がございましたらお聞かせいただきたいと思うところであります。

伊豆原会長

では、皿井委員のご質問については、とりあえずよろしいでしょうか。今は高橋細谷線の方にお話に移ったものですから。

それでは、高橋細谷線についての説明をお願いします。

事務局

これは去年10月から、地元説明会を展開させていただいたときもですね、当然、裏道はどうなるんだというような話がやっぱりありました。現在、国道248号の拡幅工事に合わせて、豊田市の方で裏道をいろいろ整備をしているところがあります。長興寺とトヨタ自動車本社との間のところにも1本、市道をつくらせていただいているところがありますが、そのような計画をこの沿線でも一応、提案させていただいております。もう少し細かく言いますと、この国道248号から梅坪堤線のこの南側については今国道248号で使っている整備が進んでいる市道を使おうと考えております。それから、この北側については、区画道路が2本ほど、国道248号とそれから梅坪堤線の方につながる市道があるものですから、そちらの方に1本こちらの南側の道路と合わせた形で、市道計画を1本抜い

たらどうだというような図面も説明会のときに一応提示させていただきまして、了承とまでしていないのですが、一応そういうことも考えさせていただいております。また、川向こうについては市街化調整区域ですけれども、県道が走っていたり、農道が走っていたりしているものですから、その真中あたりの野見と御立の間ぐらいに信号をつけることによって、東西の交通の行き来を確保していこうということも考えております。地元にもそのようにご説明をさせていただいております。

○河木委員

ありがとうございました。

伊豆原会長

よろしいでしょうか。

高橋細谷線について、ほかにご意見ございませんでしょうか。ご質問でも結構です。

事務局

お手元の議案書の5ページを見ていただけますでしょうか、この図面を見ていただきますと、豊田終末処理場と野見污水ポンプ場との間に矢作川が流れております。現在は、この矢作川の上の竜宮橋と書いてあるところが2車線で既にできておりますので、その橋を生かして下流側にもう2車線架けようという計画になっております。

○皿井委員

もう一度説明していただけますでしょうか。

事務局

竜宮橋の下流側にもう一橋。2車線の橋を架けます。

○皿井委員

はい、わかりました。

伊豆原会長

ほかにも、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、この道路の変更についての案件につきまして、採決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

伊豆原会長

それでは、採決いたします。

第1号議案、「豊田都市計画道路の変更について」を原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手の確認 全員)

伊豆原会長

はい、ありがとうございました。

それでは、挙手全員によりまして、原案どおり承認することに決定いたしました。

第2号議案 「豊田都市計画 下水道の変更について」

伊豆原会長

続きまして、第2号議案「豊田都市計画下水道の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

下水道建設課の鈴木と申します。

今回お諮りいたしますのは、下水道の都市施設としての位置づけを廃止するという案件でございます。

まず、議案説明の前に現在の豊田市の公共下水道の概要につきまして、簡単にご説明させていただきます。

現在、豊田市の計画決定をいたしておりますのが、4,292ヘクタールでございます。それで、整備済みが2,994ヘクタールということでございます。整備率といたしまして68.7%程度であります。また、下水道普及率ですが、これは行政人口分の公共下水道を使用できる人口ということです。これが平成16年4月1日現在で57.1%となっております。

ちなみに愛知県では61%です。全国では65.2%という状況でございます。

それでは、第2号議案、豊田都市計画下水道の変更について説明させていただきます。議案書の9ページ、10ページをご覧くださいと思います。

都市計画変更の主な内容でございますが、名称、区域、これが1番、2番でございますが、変更ございません。今回、変更いたしますのは下水管渠中の元宮放流幹線、それから、4番目といたしまして、その他の施設中の元宮中継ポンプ場及び豊田終末処理場。この3点を都市施設としての位置づけを廃止するものであります。

次に、都市計画変更の理由でございます。先ほど、道路の方で出ていましたが、直接的な理由といたしましては、豊田都市計画道路、高橋細谷線の都市計画変更に伴い、道路が豊田終末処理場の敷地にかかるため、都市計画決定の重複となり、愛知県との協議の結果、望ましくないということでもあります。また、豊田終末処理場の性格的なものですが、平成元年に流域下水道が到達するまでの間の暫定処理施設として、暫定ということで都市計画決定を行っております。今回、都市計画道路の計画変更に伴いまして、都市施設としての位置づけを廃止します。施設はまだ残っておりますが、下水道法で維持管理を行っていきます。今現在接続時期について検討中でございます。

この案件に関しましては、平成16年5月14日から平成16年5月28日まで、縦覧

いたしましたが見聞書の提出もありませんでした。

以上で、説明を終わります。

よろしく申し上げます。

伊豆原会長

ありがとうございました。

今のご説明に対してご質問なりご意見ございますでしょうか。

○皿井委員

「位置づけ」とかいう専門用語がちょっと素人なので理解できなかったのですが、今までの施設はそのまま存続するというのですが、具体的な機能としてどういうふうになるのですか。

事務局

下水道というものは、都市施設としての位置づけがあります。要は、公園や街路はそのために都市計画決定をしていかなければならないということでございます。もう一方、下水道法のしぼりがございます。ですから、事業認可というか事業をやるためには、都市計画法の事業認可と下水道法の事業認可それを同時にいただくわけです。一方、都市計画としては都市施設でございますので、豊田市の中で終末処理場だとか、1,000ヘクタールを超える幹線、それは計画決定で位置を決めなさいと、ポンプ場についてもしかりですね、そういう位置づけになっております。豊田市は矢作川、境川両下水道でございます。処理場は西尾市、県の流域に将来は接続するという形ですので、フレックスプラン、これは流域下水道が到達するまでの間、暫定的に都市計画決定をなさいという通達が出ました。そのために平成元年に都市計画決定を暫定的にしたということなんです。

○伊豆原会長

今のご質問の主旨については、そういう中でこの終末処理場の機能は、いつまで操業するのか、また都市施設を外すことによって、終末処理場やポンプ場に何か変化があるのかというご質問かと思いますので、いかがでしょうか。

事務局

これは全くございません。

機能的には何の変化もありません。

○皿井委員

わかりました。

伊豆原会長

よろしいですか。

要は、施設の名前を外すというだけで、その機能はそのまま流域下水道に接続するまで

残るということでございます。

ほかに、ございますでしょうか。

それでは、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

伊豆原会長

それでは、採決いたします。

第2号議案、「豊田都市計画 下水道の変更について」を、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手の確認 全員)

伊豆原会長

ありがとうございました。

それでは、挙手全員によりまして原案どおり承認することを決定いたしました。

第3号議案 「豊田都市計画 公園の変更について」

伊豆原会長

続きまして、3号議案でございます。

「豊田都市計画公園の変更について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第3号議案について説明いたします。

お手元の議案書15ページをご覧ください。

豊田都市計画公園の変更、都市計画公園に3・3・20号、鴻巣池公園ほか5公園を次のように追加する。

大島町に鴻巣池公園、約1.5ヘクタール。竹元町に竹元公園、約1.1ヘクタール。明和町に明和公園、約1.1ヘクタール。平戸橋町、越戸町の越戸平戸橋土地区画整理区域内に、井畑公園、尺口公園、下越戸公園をそれぞれ約0.2ヘクタール。

以上、6つの公園を新たに都市計画決定しようとするものです。

なお、公園の場合、面積が10ヘクタール未満は市町村決定案件という規定になっておりますので、今回の6つの公園はすべて豊田市決定案件となります。そして、今回の公園を追加することにより、豊田市全体の都市計画公園は箇所数で124箇所、面積で176.2ヘクタールとなります。

次に、16ページの総括図に移ります。

まず、最初に、鴻巣池公園について説明いたします。

鴻巣池公園は豊田市南西部の前林地区に位置し、北側にはトヨタ自動車の社宅や寮が、南側には集落が広がっています。鴻巣池公園予定地の現況はこのようになっております。

次に、１７ページの計画図をご覧ください。

この計画は周辺の宅地化が進み、役割を終えた農業用ため池を一部埋め立てた跡地を公園として利用、池の部分はビオトープとして在来の生態系を復元するものです。今回の決定により、将来にわたる良好な住環境を確保するための、都市施設として積極的に担保ができます。

正面のスクリーンは、鴻巣池公園周辺の公園配置現況です。市街化区域周辺に公共空地となる都市計画公園はありません。今回、決定する鴻巣池公園を配置した場合、近隣公園の半径５００メートルの利用想定区域で、地区に居住する方が身近に利用できる公園が確保されます。

続いて、１８ページの竹元公園を説明いたします。

竹元公園は、竹村・若林地区に位置し、名鉄三河線に沿って市街地が南北に広がり、民家が密集する地域です。

１９ページの計画図をご覧ください。

近年、公園は防災面から一時避難地などとしての、役割を求められることが多くなってきていることから、緊急時の一時的な避難地となるよう、防災面に配慮した施設の設置も考えています。

正面スクリーンは、竹村・若林地区の公園の配置状況を示しております。これらは都市計画決定済みの面積１ヘクタール未満の街区公園で、利用想定区域は半径２５０メートルです。竹村地区は周辺の公園配置から考えると、公共空地が足りない場所であり、必要性も高いことから公園を確保したい地域でありました。今回、決定する竹元公園を配置した場合、近隣公園の半径５００メートルの利用想定区域で、地区に居住する方が身近に利用できる公園が確保できます。

竹元公園予定地の一部は、現在、生産緑地として都市計画決定されている農地です。このように生産緑地を都市計画公園として決定することで、宅地化が進んだ地区での都市の貴重なオープンスペースを確保し、健康づくりや都市環境の保全、防災面等を考慮し、将来にわたり良好な住環境を確保する担保ができます。

続いて、２０ページの明和公園を説明いたします。

明和公園はトヨタ自動車本社南に位置し、密集した民家が南にあり、一部には工場が立地している地域です。

次に、２１ページの計画図をご覧ください。

竹元公園と同様、防災面に配慮した施設の設置を考えています。

こちらの図面は、明和公園周辺の公園の配置状況を示しております。今回、決定する明和公園を配置した場合、近隣公園の半径５００メートルの利用想定区域で、地区に居住する方が身近に利用できる公園が確保されます。

明和公園予定地の一部は、現在、広場として利用されております。また、一部は生産緑地として都市計画決定されている農地です。竹元公園同様、市街化区域の中の公共空地の足りない地域での、生産緑地を公園として都市計画決定し、公園としての担保を取る場所となります。

続いて、２２ページの井畑公園、尺口公園、下越戸公園の説明をいたします。

越戸平戸橋地区は豊田市中心部よりやや北に位置する、豊田越戸平戸橋土地区画整理事

業の区域です。今回、計画する井畑公園、尺口公園、下越戸公園の3公園は、豊田越戸平戸橋土地区画整理事業区域を誘致圏と考えており、整備される公園の位置について、利便性を配慮しています。

正面スクリーンは、平成13年5月時点の区画整理事業区域の写真です。誘致距離については、区画整理事業区域内にほぼ均等な位置に配置することで、おおよそ250メートル程度となっています。土地区画整理事業の整備が進む中、街区公園として地域における環境保全や防災、都市景観の面からも重要な役割、機能を果たします。

ここまでが、今回変更となる案件の説明となります。

公園の変更案の縦覧を平成16年5月19日から6月2日まで、都市計画課の窓口で行ったところ縦覧者は1名でありました。意見書の提出はなかったことをご報告いたします。最後に、今後の予定についてご説明いたします。

本日の審議結果を市長に対して答申していただきます。その後、愛知県から同意を受け、8月上旬に告示する予定です。

それでは、3号議案につきましてご審議をお願いいたします。

伊豆原会長

はい、ありがとうございました。

近隣公園が3つ、街区公園が3つという、この公園の変更についてですが、ご意見なりご質問ございますか。

○佐田委員

特に、鴻巣池公園ですけれども、先ほど、ビオトープとして池の部分を保持していくというお話がございましたけれども、実は、ビオトープとして自然の生態系をそのまま保持していくということは、非常に難しいのですね。一般に公園はつくる時はいいのですけれども、その後の管理が行き届いていないと、もうとんでもないものになってしまうので、特に、ビオトープというお話が出ましたので、それはどんなふうに管理をしていかれるかということです。

伊豆原会長

事務局の方で何かご説明できますか。

ビオトープという具体的な話が出たんですが、それ以前に管理の方策を含めて結構だと思えますが。

事務局

実は、これ公園として計画設計しているものですから、基本的には豊田市の公園課の方が、維持管理をします。実は、ここにありますようにフェンスで囲まれている広場があるんですね、これ全部本当は池だったんです。池だったんですけれども、いろんな公共事業で広場がつぶれるということで、このところに代替地を設けたんですが、すべてを埋めてしまうのは、ちょっと問題があるだろうということでした。実はこの池は、はず池でありまして、昔から雨水がたまって、はず池としてこの時期になると花がぼっぼっと咲いてく

るような池になります。管理については、公園課と地元の大島自治区と今後は協議させていただいて、どういう形でのビオトープというんですか、そういう水を生かした管理も含めた形態を維持していくかというのはこれからの課題だと思っておりますので、事業課の方にご意見として伝えていきたいと思っております。

○皿井委員

冒頭ですね、公園等の数が124箇所の176ヘクタールというご説明があったのですが、要するに新しい都市としては、他市に比べてどのくらいの位置づけになっているのかというのが、まず一つと。それから、ちょっと考えてみると小さな公園ぽつぽつぽつ、たくさんつくっているような感じがするんですけどね、それは地域の交流の場としては非常に有益だと思うんですが、防災上もそれはある程度いいでしょうけど、もうちょっと大きい公園をつくって、防災もヘリコプターなんか降りたりするぐらい、もっと広い公園をつくろうという、そういう考え方はないのでしょうかね。

その2つ、ちょっとお聞かせ願いますでしょうか。

伊豆原会長

事務局の方はいかがですか、いわゆる現在の整備状況の土地比較というのはデータとしてありますか。

事務局

現在、豊田市では市民一人当たりの都市計画公園と緑地の面積は、18平方メートルぐらいであります。これが多いか少ないかというのは非常に議論があるところでありまして、豊田市は緑の基本計画の中で、将来的には一人当たりの公園と緑地の面積を25平方メートル確保していきたいと考えておりますが、まだまだ足りないのが実態でございます。また、特に市街化区域の中の公園が非常に足りないというのが都市計画上の問題になっております。今回もこの鴻巣池公園、竹元公園及び明和公園は、近隣公園として約1.1から1.3ぐらいのヘクタールぐらいの大きな公園を予定しておりますので、今後ともこういう公園は空地を見つけながら計画的に計画決定していきたいと考えております。まだまだ足りないという認識であります。もっと大きな公園、例えば、東京の立川市だと、あれは総合公園、立川に非常に大きな公園があります。豊田市の場合、土地があればそういうことも考えていけるかと思うんですが、今、豊田市内でかなり大きな公園としては、毘森公園というのが中心市街地のとなりにあります。これが大体11.5ヘクタールぐらいありまして、ほかには柳川瀬公園とか猿投公園、このお手元の資料「都市計画データブック」の19ページにありますように、そういう大きな公園というのはあるんですが、今のところ新たに大きな土地を手当てして、大々的に展開していこうという計画は持っておりません。

○皿井委員

この辺、割合周りが緑豊かがいいところだと思いますが、今、立川の話が出ましたが、日本あるいは世界の中で、そういう公園のモデルとなるようなところ、議員さんは見学されているのかもしれませんが、また皆さんも勉強されておるだろうと思いますが、何かどこ

か理想とするようなところがあるのか、あるいはマスタープランに入っているとか、そういう構想はあるのでしょうか。

事務局

計画決定するこういう公園のほかに、緑地として例えば自然観察の森をご存知ですか。

○皿井委員

はい、知っています。

事務局

自然観察の森はかなり大きな計画を持っている公園でありまして、今後、古瀬間の方に向かって、今の計画の倍近く用地を広げて整備を図っていこうという計画であります。都市計画の公園として計画決定はしてはおりませんが、ほかの部署でそういう緑地的な観察の森だとか、そういうものを実はやっているのは豊田市の市政の一つとしてあります。都市計画決定として担保していくものは、市街地の中の空地を見つけて確保していくことを、都市計画としての使命としてやっていきます。これだけ緑豊かな豊田市でありますので、その資源を生かしてまた別の施策の方でそういうものを体系的に確保していく動きが今あり、そちらの方で対応ができるのではないかと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○末永委員

下の3つは区画整理の中の用地ですが、これは区画整理組合からの寄附ですか、それとも市が購入したんですか。

事務局

区画整理事業の中ですので寄附ですね。

○末永委員

はい、わかりました。

○福島委員

近隣公園については、防災機能を少し考えるという話だったんですが、先ほどのご説明ですと、大体、主に誘致圏といいますか、公園の分布みたいなものを中心にご説明をしていただいたんですけども、例えば、多分その防災拠点みたいな小学校の指定とかあるいは経路をですね、この地図ちょっと図面等を見まして、このあたりの経路の計画とかですね、そのあたりをある程度勘案された意味での防災計画の中の位置づけみたいなもの、そういったものについて何か追加のご説明があればわかりやすいのですけれども。

事務局

特に、防災面におきましては、私ども社会部の方でそういった、いわゆる広域避難地あ

るいは一時避難地という位置づけをし、その主な経路についても指定しております。ただ、今回、お示しするような公園では、いわゆる一時避難地でありまして、広域的にはやっぱり先ほどちょっと話題になりました、毘森公園のような大規模な公園でないと、その使命が果たせませんので、そういったところについては、市民の方々に図面をお示しして、その対象エリアだとか避難ルート、こういったものが市民活動の中で、例えば、あれは何マップというんでしたかね、防災マップですか、全戸にお配りしているような状況で今進めさせていただいております。

伊豆原会長

よろしいのでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

荒川委員（代理 加藤）

竹元公園ですけれども、今、農地であったということですが、この付近は、境川猿渡川流域の総合治水対策のエリアだと思うのですけれども、そういった意味でこの公園計画の中で、貯留機能を持たせるような計画自体を持ってみえるかどうかを知りたいのですが、そういうことが必要ではないのでしょうか。

学校の校庭の地下に貯留施設を作っているようですが、ここはどうされるんですか。

事務局

計画につきましては、これから地域の方とワークショップをやりながら計画をつくっていくという段階で、まだ具体的に防災面を考慮したという言い方にとどめておりますけれども、今後、地域の方とワークショップをしながら、どういう形で整理をしていくかを決めていく中で、今の猿渡川の流域という話は当然認識しており、それも折り込んだ中で、地域の皆様と整理手法あるいは整理の仕方、またどういうものが必要かということを検討していく予定であります。

伊豆原会長

よろしいでしょうか、計画としてはエリアをまず確保しておこうというのが基本的なスタンスだと思います。

事務局

防災マップというのがありまして、いわゆる流域関連で河川改修の見通しを立てて、その宅地も含めて貯留機能、一般的には舗装は透水性を採用する。またこのような公園や学校においてはそれで、こういった公園だとか学校においては、一時調整機能を持たせるよう運動場を少し下げるとか、公園についてもそういった整備がですね、これから徐々にとられていくと思います。豊田市はそういう基本的な方針で行っております。

荒川委員（代理 加藤）

ぜひともこれは住民からの意見ということではなくて、積極的にこちらから出していた

だくとありがたいなと思います。

伊豆原会長

今のはご意見ということでよろしいでしょうか。

ほかにございせんか。

ございせんようでしたら、採決に移ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

伊豆原会長

それでは、採決させていただきます。

第3号議案「豊田都市計画公園の変更について」を、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(挙手の確認 全員)

伊豆原会長

ありがとうございます。

挙手全員によりまして原案どおり承認することに決定いたします。

第4号議案 「豊田都市計画生産緑地地区の変更について」

伊豆原会長

続きまして、第4号議案「豊田都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

第4号議案「豊田都市計画生産緑地地区の変更について」説明いたします。

それでは、まず、生産緑地の制度について簡単にご紹介いたします。

生産緑地とは、市街化区域内にある農地のうち、公害や災害の防止あるいは良好な都市環境を形成するため、保全することが必要な農地のことで、都市計画により指定しております。

生産緑地の指定要件は、一団の土地面積が500平方メートル以上で、農業を継続することが可能な農地ということであります。なお、この指定から30年の間は原則除外することはできません。すなわち、農地以外に使用することはできないということです。

生産緑地地区が除外されるのは、買い取り申し出制度による場合と道路や公園などの公共施設の用地として、公共団体が取得した場合に限られます。買い取り申し出制度とは、生産緑地の指定から30年を経過した場合、あるいは農業従事者が死亡あるいは障害などにより農業の継続ができなくなった場合、市に対して買い取るよう申し出ることで、公共団体等による買い取りが行われなかった場合、行為の制限が解除されるため生

産緑地地区を除外するものです。

豊田市においては、すべての生産緑地が平成4年12月に指定されています。生産緑地の新規追加については、原則的にはできないことになっています。ただし、土地区画整理事業の仮換地による生産緑地の位置の変更は行うことができます。

次に、この変更の概要の説明いたします。

現在、生産緑地地区は457団地ありますが、今回の変更により9団地削除を行い、448団地となります。面積は78.1ヘクタールから2.2ヘクタール減り、75.9ヘクタールとなります。

変更理由といたしましては、農業従事者の死亡または故障によるものと、県や市の道路整備等の目的で公共が取得したもの、減歩による仮換地の変更指定によるものがあります。それでは、今回の議案について説明させていただきます。

議案書27ページをご覧ください。

豊田都市計画生産緑地地区の変更、豊田市決定でございます。

都市計画生産緑地を次のように変更する。

種類：生産緑地地区、面積：約75.9ヘクタールであります。

続いて、28ページをご覧ください。

生産緑地地区の一団数及び面積の一覧表があります。

変更前は平成15年9月1日告知で団地数が457団地、面積が78.1ヘクタールとなっています。今回の変更案により団地数が448団地、面積が75.9ヘクタールとなります。

次に、2の変更箇所別調書の説明に移ります。

位置の番号、1番から30ページの23番までが、今回の変更箇所となります。

主な変更の内容は、農業従事者の死亡などにより、買い取りの申し出が行われたものが10箇所、約1.9ヘクタール。公共施設の敷地となったものが4箇所、約0.1ヘクタール。豊田浄水特定土地区画整理事業の減歩による仮換地の変更指定が9箇所、約0.2ヘクタールとなります。

位置の番号で申しますと、1番から5番、8番から12番が、農業従事者の死亡などにより買い取りの申し出が行われて、生産緑地の行為の制限が解除されたものです。

また、公共施設の敷地に供された変更として、29ページの位置番号、6番、7番、13番、14番であります。13番は区域が分断され新しい一団の14番ができました。15番から23番については、豊田浄水特定土地区画整理事業の減歩による仮換地指定の変更に伴い、生産緑地の行為の制限が解除されたものです。

それぞれ位置の番号については、33ページ以降の計画図に個々の箇所が示してありますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、31ページの3番、表示のみ変更するものについてに移ります。

土地区画整理事業の本換地により面積が確定したものや、地積測量による地積訂正での表示の変更であり、生産緑地としての位置や区域の変更はございません。したがって、計画図等も省略させていただいております。

続いて、32ページの総括図に移ります。

市街化区域内で緑色に塗られているものが、生産緑地の団地の位置を示しています。今

回の変更対象となる団地の位置は、1から23の番号で示したものです。

ここまでが今回変更となる案件の説明となります。

生産緑地の変更案の縦覧を平成16年5月19日から6月2日まで、都市計画課の窓口で行った結果、縦覧者は1名でありました。案に対する意見書の提出はなかったことをご報告いたします。

最後に、今後の予定についてご説明いたします。

本日の審議結果を市長に対して答申していただきます。その後、愛知県から同意を受け、8月上旬に告示する予定です。

それでは、4号議案につきましてご審議をお願いいたします。

伊豆原会長

ありがとうございます。

生産緑地地区の変更についてのご説明でありました。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○皿井委員

今までのね、議案では写真で説明していただいたところありましてね。大変わかりやすかったけど、今の生産緑地についても何か写真で見せてもらおうと現実味がわくのかなと思ったのですが、参考意見として述べさせていただきました。

○伊豆原会長

はい、ありがとうございました。

今度、ご説明のツールとして写真がなかなかいいのではないかというお話でしたので、また、これも全部となると大変ですから、代表的なものだけでもあるといいというご意見として承っておきます。

ほかにごございますでしょうか。

○福島委員

こういった生産緑地の解除というのは、こういった理由というのはよくあることで、それはよく理解できるんですが、例えば、緑のマスタープランみたいなものを豊田市さんの方で、今計画策定されているのかどうか、あるいはそういった何か生産緑地みたいなのはどういうふうな位置づけにあるのかと、その点についてちょっとお聞かせ願えたらありがたいと思いますが。

○伊豆原会長

事務局の方でお願いします。

○事務局

現在、緑のマスタープラン、緑の基本計画なんですけど、この後にご説明させていただきます

まず都市計画マスタープランに合わせて、緑の基本計画についても今見直し作業をやっている最中です。

その中での課題ですが、ひとつの政策として生産緑地の解除を随時していくのではなくて、本当に都市計画に必要などころについては、先ほど都市計画公園として計画決定したように、将来のことを考慮しながら積極的に都市計画決定もして担保していきたいということを、その緑の基本計画の中で位置づけていこうと考えて計画を策定中です。先ほど、3号議案にもありましたように、竹元公園及び明和公園については実際にこの生産緑地の位置指定をしておりますので、その買い取り申し出をはじめとしていろいろなご相談があったものですから、こういう形で積極的に都市公園として将来とも担保していきたいということで、今回の公園の計画決定ということになります。豊田市としてもこの生産緑地制度をうまく生かして、市街地の中の緑を確保しようと考えております。

○伊豆原会長

はい、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

では、ご意見もございませんようですので、採決に移らせていただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

伊豆原会長

それでは、採決いたします。

第4号議案「豊田都市計画生産緑地地区の変更について」、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手の確認 全員)

伊豆原会長

ありがとうございました。

全員の賛成によりまして原案どおり承認することに決定いたしました。

これで、本日予定されておりました議案は全部終了いたしました。

委員の皆さんのご承認をいただきましたので、議事を終了させていただきたいと思っております。

慎重なご審議どうもありがとうございました。

本日、承認いただきました議案につきましては、この審議会終了後に市長に文書で答申させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議事の進行は事務局の方にお返しいたします。

事務局

どうもありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を都市整備部専門監であります木戸より申し上げます。

10 閉会

○木戸都市整備部専門監

どうも長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、平成16年度第1回豊田市都市計画審議会を閉会させていただきます。

(閉会時間 午後3時40分)